

学校感染症による出席停止基準等について

生活支援G

■学校において予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則18条）

分類	学校感染症の種類	出席停止期間
第一種	重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	病状により医師において、感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ	病状により医師等において感染のおそれがないと認められるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス、パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 （例）感染性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス等） マイコプラズマ感染症 溶連菌感染症 等	病状により医師等において感染のおそれがないと認められるまで
※感染拡大を防ぐために必要があるときに限り出席停止となる（学校医や主治医の判断をもと		

令和5年5月8日一部改正「学校保健安全法施行規則」